

合1年のタイムラグを置きながら密接に関連していることが推察される。

そして、増えた児童福祉司が特別な事業ではなく、本来児童相談所ですべき仕事、例えば、施設入所中の子どもに頻繁に出かけていって面接をすること、虐待通報に複数で迅速に対応すること、相談に來所した保護者に継続的に面接を行い本当の意味での「相談援助」を実施すること、施設職員や市町村職員、地域の関係機関、児童委員など、子育て支援にかかわるそれぞれの人たちへの後方支援をすることが重要であることがわかった。

つまり、児童福祉司や児童心理司を増員することで関係機関へのバックアップ(研修会講師や事例検討会の頻繁な開催など)で、地域の援助者が安心してかかわり、例えば、「気になるレベルの家族に地域の人たちがかかわり、援助者が迷ったら児童相談所職員と一緒に考える」ことが日常化すると、地域の関係機関や援助者が安心して積極的に「気になるレベル」の事例にかかわり、結果として虐待まで至るのを防げる。

また幼児期に「多動や集団不適應」で相談を受けたケース、小学校で「情緒不安定や万引きなどの問題行動」として受付けた事例などを、その時点で丁寧に対応していけば、その後の子どもの行動の改善だけでなく、子どもの不適應行動に対して保護者が不適切な叱り方をして、結果として虐待に至ることも防げると推察される。

さらに、児童相談所が3ヶ所から6ヶ所に増え、身近な場所で相談できるようになったことも大きい。

御前崎市(旧浜岡町)での定例実務者会義も虐待の発生予防に効果があるように、青森県で

は、児童相談所の手厚い援助が虐待の発生予防や再発予防にも役に立っていると推察される。

「児童虐待を減らすには児童福祉司を今の三倍にすればいい」と断定はできないが、「戦略的に児童虐待を減らすためには、思い切った児童福祉司の増員が必要であり、その結果は一時保護の減少だけでなく、虐待相談の減少まで可能」かもしれない。

青森県の資料からは上記のような推論が可能であるが、今後の推移を引き続き注意していきたい。

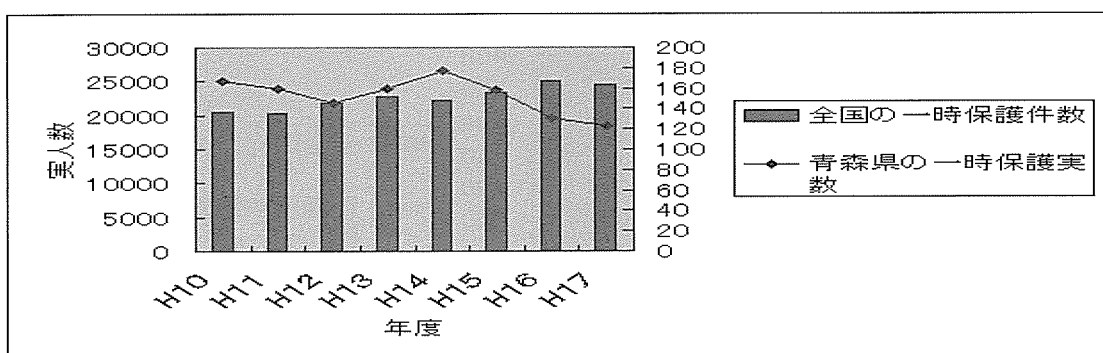
<参考>

- ・「児童相談(平成17年度実績)」、編集:青森県東地方健康福祉子どもセンターこども相談部(青森県中央児童相談所)など
- ・厚生労働省ホームページ http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/data/370/2005/toukeihyou/0005662/t0126339/HOUH0010_001.html など
- ・安部計彦「児童相談所との定例実務者会義で虐待激減」、平成14年度こども未来財団「市町村における児童虐待防止ネットワークづくりの基本と方法(主任研究者:加藤曜子)」報告書 57～59

(表1)一時保護件数の推移

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
全国の一時保護件数	20,467	20,385	21,922	22,721	22,250	23,316	25,116	24,549
(全国指数)	100	100	107	111	109	114	123	120
青森県の一時保護実数	167	159	146	160	177	158	130	123
(青森県指数)	100	95	87	96	106	94	78	74

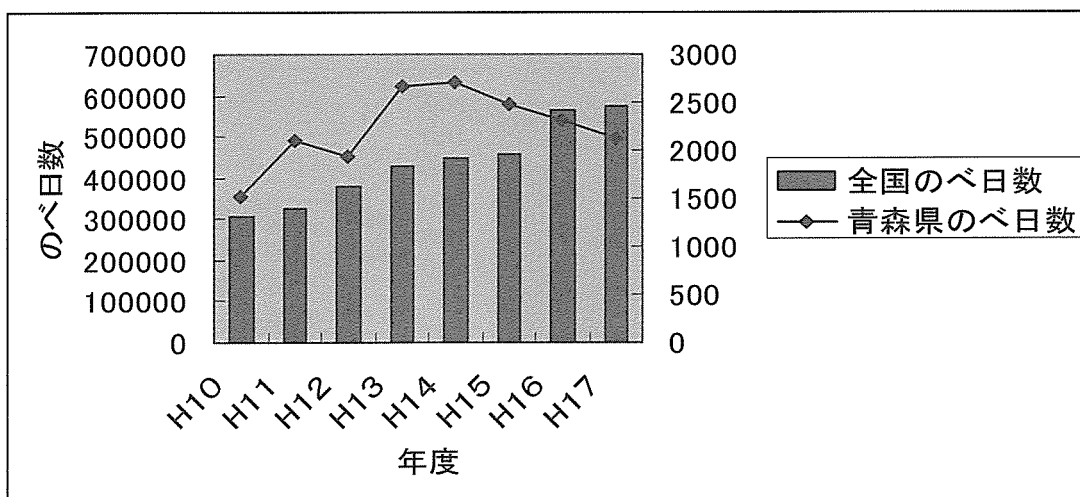
(図1)一時保護件数の推移



(表2)一時保護のべ日数の推移

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
全国のべ日数	304624	324545	378740	426252	447349	457438	563652	574382
(全国指数)	100	107	124	140	147	150	185	189
青森県のべ日数	1524	2098	1936	2674	2707	2487	2317	2128
(青森県指数)	100	138	127	175	178	163	152	140

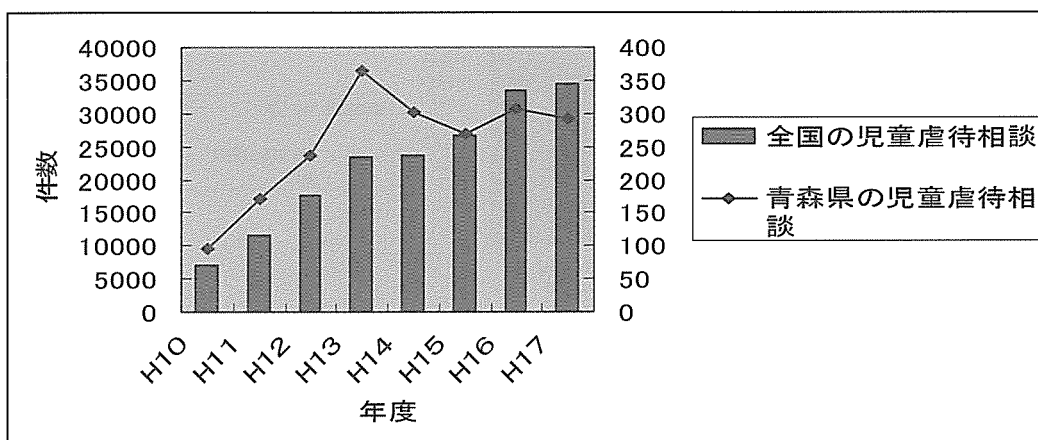
(図2)一時保護のべ日数の推移



(表3) 児童虐待相談の推移

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
全国の児童虐待相談	6932	11631	17725	23274	23738	26569	33408	34451
(全国指数)	100	168	257	336	342	383	482	497
青森県の児童虐待相談	95	172	237	364	301	270	307	293
(青森県指数)	100	181	249	383	317	284	323	308

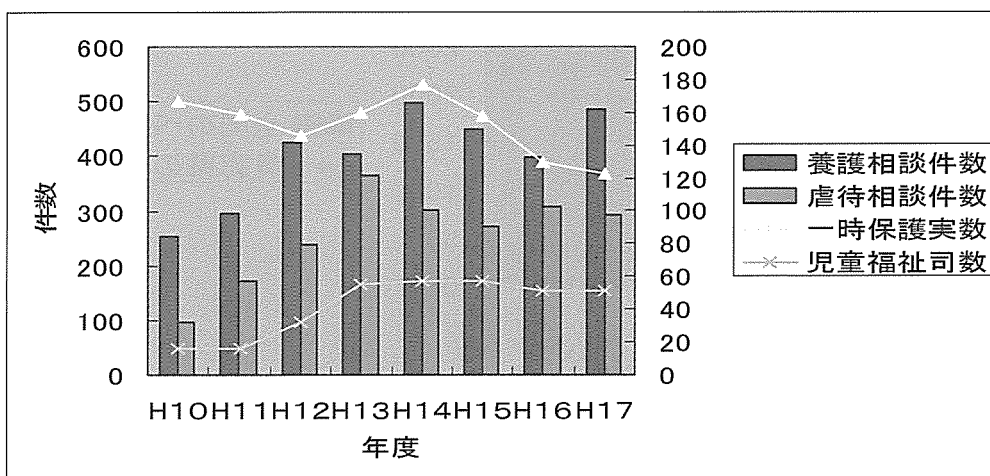
(図3) 児童虐待相談の推移



(表4) 青森県の相談状況の推移

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
養護相談件数	253	294	426	403	497	449	398	485
虐待相談件数	95	172	237	364	301	270	307	293
一時保護実数	167	159	146	160	177	158	130	123
児童福祉司数	16	16	32	55	57	57	51	51
児童心理司	8	8	16	16	22	21	21	20

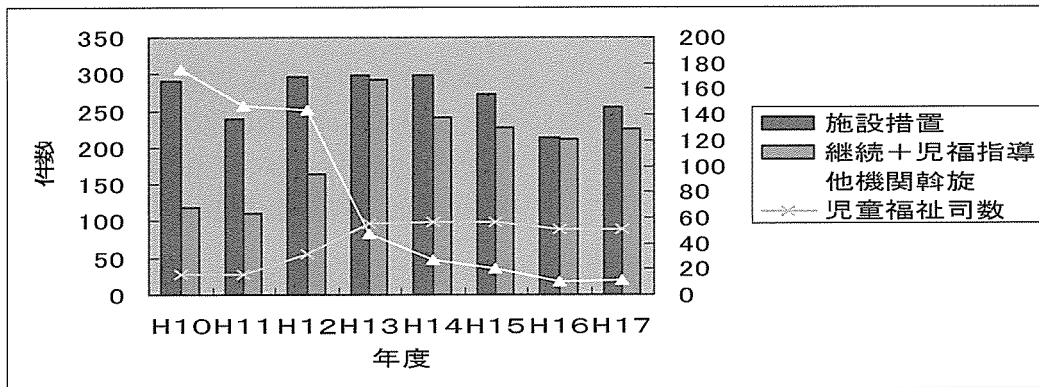
(図4) 青森県の相談状況の推移



(表5) 青森県の処理内容の推移

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
施設措置	290	240	297	298	299	273	213	255
継続＋児福指導	119	111	165	292	242	227	211	225
他機関幹旋	175	147	144	47	27	20	10	11
児童福祉司数	16	16	32	55	57	57	51	51

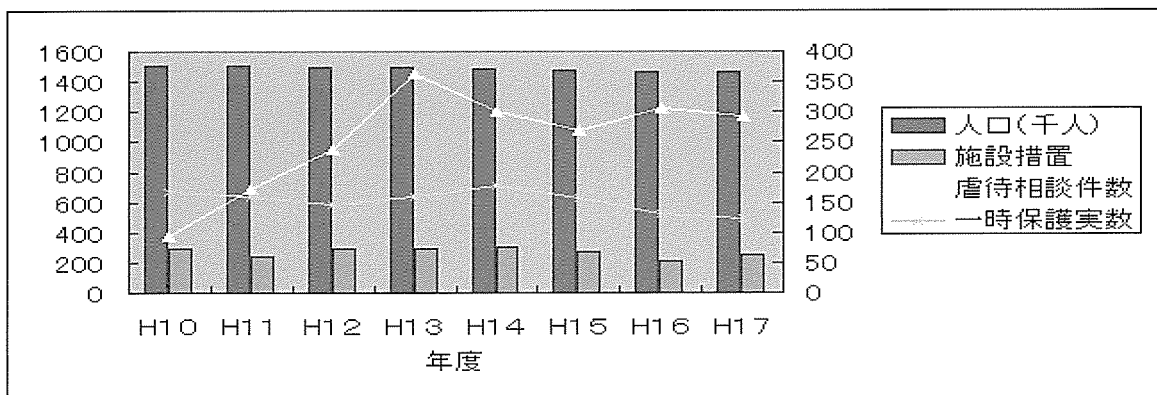
(図5) 青森県の処理状況の推移



(表6) 青森県の全体像

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
人口(千人)	1506	1504	1499	1497	1487	1479	1468	1460
(人口指数)	100	100	100	99	99	98	97	97
施設措置	290	240	297	298	299	273	213	255
(措置指数)	100	83	102	103	103	94	73	88
虐待相談件数	95	172	237	364	301	270	307	293
(虐待指数)	100	181	249	383	317	284	323	308
一時保護実数	167	159	146	160	177	158	130	123
(保護指数)	100	95	87	96	106	95	78	74

(図6) 青森県の全体像



(資料1)

平成19年1月30日

【 青森県の児童相談所体制 】

青 森 県

1. 児童相談所の増設

- 昭和26年に、青森市、弘前市、八戸市に3つの児童相談所を設置。
- 平成9年4月に、下北半島の相談者の利便性を考慮して、むつ市に中央児童相談所むつ支所を開設。同様の理由から、平成12年4月に、弘前と八戸の児童相談所の支所を開設し、3つの児童相談所、3つの支所とした。
- 平成14年4月、保健・医療・福祉サービスの一体的な提供を図るために、保健所、福祉事務所、児童相談所が統合されて「健康福祉こどもセンター」となった際に、3つの支所を児童相談所とし、6つの児童相談所とした。

2. 職員の増員配置

- 平成9年4月の「3児童相談所・1支所体制」の時は、児童福祉司16人、児童心理司(旧心理判定員)8人であったが、平成12年4月の「3児童相談所・3支所体制」の時は、前年度に2件の児童虐待死亡事件があったことも

あり、児童福祉司32人、児童心理司16人と増員。

- 平成14年4月の「6児童相談所体制」の時は、児童福祉司57人、児童心理司22人と増員。
- 平成16年4月以降は、児童福祉司51人(※注)、児童心理司21人の体制をとっている。
※注～定数51人だが、任用資格の関係で児童福祉司の補職発令者は43人。

3. 効果

- 児童相談所のか所数の増、職員配置の増により、迅速かつ複数の職員による家庭訪問調査、施設入所児童を含めた被虐待児童等への心理療法の実施等が可能となっているものと考えている。
- また、日々の通報・相談への対処だけでなく、調査・研究等への取組みも可能になったと考えている。
例として、平成17年度から児童相談所職員が主なメンバーとなって「子ども虐待家族再統合促進事業」(資料3)に取り組んでいる。

(資料2)

平成 19 年 1 月 30 日

【 青森県子育てメイト制度 】

青 森 県

1. 制度の内容

- (1) 青森県では、虐待防止対策の一つとして、地域の中で子育てに関する様々な不安や悩みを持つ家族の身近な相談相手となる「子育てメイト」を県内各地に配置する本県の独自の制度として平成9年8月に創設。
- (2) 創設当時、登録した2600人の子育てメイトを非常勤の特別職として年額8千円の活動報酬を支給し、地域の子育て支援をお願いしていた。
- (3) 児童福祉法の改正により、平成17年4月から子育て支援や児童家庭相談は第一義的に市町村の責務とされたことを機に、平成17年4月から非常勤の特別職を止め、無償のボランティアとし、登録制から認定制に変更した。平成18年7月の認定者数は、1,073人となっている。

今後は市町村が子育てメイトを支援または協働して子育て支援活動をしていくことになる。

2. 活動内容

制度発足当時は、児童虐待の早期発見や防止を目的とした家庭訪問を主な手法としていたが、現在は、地域子育て支援センターや集会所を利用した親子との交流、市町村保健師と連携して乳幼児健診の際に母子と交流を持つなど、活動の幅が広がってきている。

《平成17年度活動実績》

活 動 内 容	
家庭訪問による相談や助言	2,201件
地域子育て支援センタ	4,700件

(2)改正内容

一等を活用して母子と交流	
集会所等を活用して母子と交流	26,575件
1歳6か月児、3歳児健診の場を活用して、母子と交流	1,949件
公園等で遊んでいる親子等と交流	6,828件
その他	9,787件
計	52,040件

3. 子育てメイトの制度の見直しについて

青森県の子育てメイトについては、平成17年度に制度を改正し、県の補助を平成18年度で廃止する。

(1)改正・廃止の理由

- ①平成15年の児童福祉法改正により、平成17年度より、子育て支援が市町村の責務として明確化されたこと。
- ②平成16年の児童福祉法改正により、平成17年度より、児童虐待を初めとする児童家庭相談の窓口が第一義的に市町村となったこと。

以上の理由から、市町村が子育てメイトを支援または子育てメイトと協働して、地域のニーズに応じたきめ細かな子育て支援をしていくこととしたものである。

県の関与・支援	H9年8月 ～H16年度	H17年度 ～H18年度	H19年度～
身 分	非常勤の特別公務員	民間のボランティア	
身分証明	委嘱状と身分証明書交付	子育てメイト認定 証の交付	(一部の市町村では交 付を検討)
活動報酬	年額8,000円/1人	—	
市町村への 運営交付金	事務的経費として、年額84 8円/1人	—	
地区活動費の 助成	年額5万円/1地区 ×50地区	年額5万円/1 地区×70地区	県や民間等の各種助 成金の情報を提供
活動中の事故 補償	県が事故補償	ボランティア保険(任意)	
研修参加旅費	旅費を支給	—	
研修の実施	子育てメイトの為の研修を6か所の児童相談所 が、それぞれ実施	①研修の情報を提供し ていく ②要請があれば 出前講座の実施	

4. 子育てメイトの今後について

子育てメイトは地域によって活動が多種多様になってきており、県としては、市町村が次世代育成支援対策交付金事業(ソフト交付金)の中で有力なマンパワーとして協働していくことを期待し、市町村に働きかけを行った。

市町村によっては、乳幼児健診を活動の場としているところもあれば、教育サイドの子育てサポーターと連携して活動を行っているところ、市町村独自の子育て広場の中で活動を行うこととしているところもある。

(資料3)

平成 19 年 1 月 30 日

【 子ども虐待家族再統合促進事業 】

青 森 県

1. 目的

虐待により施設に入所した児童とその家族が家族としての機能を取り戻すための家族再統合への取組は、虐待が虐待を生む「虐待の連鎖」を断ち切るためにも重要とされており、今後の課題とされている。

青森県では、平成17年度から2か年で、家族再統合に向けたプログラムを策定し、平成19年度から実践する予定でいる。

2. 事業内容

(1) 親子の再統合を図る家族再統合プログラム

を策定するために、虐待への取組が進んでいる海外や県外へ職員を派遣し、研修や実習等を受けさせることにより職員の育成を図る。(平成17年度)

①海外研修

派遣先 アメリカ(ロスアンゼルス・オマハ)・
カナダ(サスカトゥーン外)

派遣者 児童心理司 1人

日 程 平成17年9月～11月 70日間

②県外研修(児童相談所児童福祉司、児童心理司 計12名)

③先進地技術習得調査(神奈川県等)

(2) 子ども虐待家族再統合プログラム策定のために策定委員会を設置し、海外や県外の研修や実習等で学んできた虐待の治療プログラムを本県の家族再統合プログラムの開発・策定に役立てる。(平成17年度～18年度)

(3) 子ども虐待家族再統合プログラム実践のために、市町村担当者、保健師、主任児童委員等の地域関係者に対して育成研修を行い、プログラムの実践を図る。(平成18年度)

3. プログラム策定

プログラムは平成19年2月完成予定。策定に当たっては、プログラム策定委員会を設置して行った。

① 委員 計15名(外部委員3名、児童相談所委員12名)

② 策定委員会 2回開催(18年度)

③ ワーキング部会 6回開催(18年度)(児童相談所委員12名)

提案 1

学習の時間のガイドライン

中村学園大学短期大学部 圓入 智仁

全ての児童相談所一時保護所に、学校（分校、分教室を含む）を設置すべきである。

一時保護所という公的施設で生活しているながら、学校教育を受けることのできない子どもが存在していることを、重く受けとめるべきである。

もちろん、一時保護された次の瞬間、椅子に座って授業を受けることが必要なのではない。カウンセリングなど、子どもによっては学校教育よりも大切な援助が必要な場合もある。しかし、いかなる理由であれ、子どもに通学を許さず、学校教育へのアクセスを制限している現状を放置することもできない。

学校教育を含めた生活全体で、一時保護所としての機能を果たすべきである。

とはいえ、すぐに学校を設置するわけにはいかない。教職員の配置、教室や職員室の設置など、ハード面ソフト面でクリアしなければならない条件があまりにも多いからである。そこで、将来的な学校の設置までの間、一時保護所の現状をふまえた具体的なガイドラインを、以下の通り策定することを提案する。

2-1. 学習の目的

学校に通えない子どもに、学校教育に代わる環境を整備すべきである。この前提のもと、学習の目的は子どもの状態に合わせ、段階的に以下の5つが考えられる。

- ①在籍校の学習進度に合わせる
- ②基礎学力つける、躓いた学習を克服する
- ③褒めて学習へのコンプレックスをなくす
- ④落ち着いて学習に集中する

在籍校の教員と調整しながら、一時保護所における学習の目的をどこに設定するのかを、個々の児童それぞれに設定すべきである。

特に被虐待児や非行少年には、家庭や学校で落ち着いて学習する習慣が身に付いておらず、学習が楽しくない、苦痛だと感じていることが多いと考えられる。学習に対する否定的な感情を、肯定的になるよう導くことが重要である。

2-2. 職員

最低1名は、児童の学習に専念する学習指導員、あるいは教員から配置換えした児童指導員・保育士（以下、「配置換え教員」）を配置すべきである。

学習指導員は小学校や中学校の教員であることが望ましい。この配置が難しい場合は、少なくとも、職員の中から当該校種の教員免許を持っている者が担当すべきである。常勤か非常勤かは、一時保護所の規模によって柔軟に対応することが望ましい。

配置換え教員も、学習指導を中心に担当することが望ましい。

これらの職員を含め、最低でも児童5名につき1人の職員（児童指導員や保育士など）が、子どもの学習指導に参加すべきである。児童2人に職員1人、児童1人に職員1人と、少人数指導ができる体制を整えることができるに越したことはない。

学習指導員や配置換え教員には、学習の楽しさを伝えるような学習内容の決定、学習プログラムの作成、在籍校との連絡調整、学習室の改善や教材の研究など学習環境の整備などが期待される。

その一方で、一時保護所の職員として、学習以外の生活場面にも積極的に参加し、子どもを多面的に理解するよう努めるべきである。

2-3. 学習室

最低1部屋は学習専用の部屋が必要である。性別、年齢別に分けて指導する必要がある場合、さらに1部屋が必要であるが、この部屋を学習専用とするか、兼用とするかは一時保護所の規模で判断すべきである。

2部屋を学習専用室とした場合、学習の時間以外でも自由に学習室に入り、読書をできるようにするなどの配慮があれば良いであろう。

一日の生活のメリハリをつけるためにも、やむを得ない場合を除いて、居室や食堂と学習室を兼用することは避けるべきである。

2-4. 学習時間

一般に、1授業時間を小学校は45分、中学校は50分としているところが多い。仮に小学校で1日あたり3時間、主要4教科の授業があるとすると、その実質の時間は135分となる。同様に中学校で4時間、主要5教科の授業があるとすると、その実質の時間は200分となる。

一時保護所が回答した小・中学生に必要な学習の時間の平均はそれぞれ、148分と175分であった。

これらの数字を勘案すると、小学生で実質140分前後、中学生で実質180分前後の学習の時間が必要である。もちろん、これを上回る時間を確保することを妨げない。

2-5. 学習内容

小学生に関して、国語・算数・社会は実施すべきである。中学生に関して、国語・数学・社会・英語は実施すべきである。

理科は実験器具の準備など環境を整える必要があるが、小・中学生ともに、実施することが望まれる。

主要教科やスポーツ活動としての体育以外に、書道、図画工作(美術)、家庭科なども、外部のボランティア講師を依頼するなどして、

積極的に導入すべきである。

学習内容に関して、在籍校に指示を仰ぐか、一時保護所で決めるかは一時保護所の判断次第となるが、在籍校との学習内容や進度に関する情報交換は常時、すべきであろう。もし、子どもが施設や里親等に措置される予定であれば、措置が予定されている所の小・中学校と連携する必要もある。

いずれにしても、子どもが再び学校に通うようになったとき、勉強が分からない、勉強についていけないという状況に陥ることを避けるため、最大限の努力をするべきである。

2-6. 教材と予算

学習の時間には、学校の代わりとしての機能が求められていることを勘案すると、学習を指導する立場から必要だと考える教科書や資料集、辞書、書籍、実験道具等の教材、問題プリント、文房具はそろえる必要がある。

教材や図書のための予算が、必要な額を充足しているところはそれぞれ1カ所しかなかった。ほとんどすべての一時保護所では、必要な予算を得ることができていないのである。

定員1人あたり毎年、教材費として5,000円程度、図書費として2,500円程度は必要であろう。

2-7. 通学

子どもが一時保護所から通学するには、いくつかの条件が必要である。

第一に、一時保護した理由と、通学として外出することが矛盾しないことである。被虐待児など、登下校中に保護者の強引な引き取りが想定される場合、通学には適さない。同様に、非行児など、通学途中で逃走する可能性のある子どもも、通学には適さない。

第二に、本人と保護者の希望があること(同意を得ること)である。

第三に、登下校時の安全確保である。本来の居住地からではなく、一時保護所からの通

学途中に、何らかの事故に巻き込まれないようにするため、一時保護所の職員、学校の教職員、保護者のいずれかが登下校に付き添うべきである。

第四に、通学交通機関を利用する場合の交通費の確保と、事故に巻き込まれた場合の保障の確保である。

第五に、通学できない子どもへの配慮である。通学できない子どもが、通学する子どもに羨望のまなざしを向けることはやむを得ないので、「いじめ」や「使い走り」などが発生しないように配慮できるようにするべきである。

以上の条件が整った後に、通学する学校の選定が始まる。

子どもの在籍校が一時保護所から通える範囲にあるならば、在籍校に通わせることを第一に考えるべきである。

子どもの在籍校が一時保護所から通える範囲にない場合、一時保護所の所在地を校区としている学校に通わせることになる。このとき、子どもの学籍が問題となる。

例えば、元々の在籍校から一時保護所を校区とする学校、そして措置先の施設や里親の所在地を校区とする学校や元々の在籍校へと、「転校」を繰り返すことが想定される。これでは事務手続きが煩雑になる。そこで、一時保護期間だけ学籍を元々の学校に置いたまま、近くの学校に通うことができるような配慮が必要である。

この配慮は、施設や里親へ一時保護委託をする場合にも、有効であると考えられる。

また、次項でも触れるが、高等学校は一時保護所での学習を学校の代わりの教育と見なさないようである。そのため、一時保護所から通えるようであれば、通学の手段を確保し、登下校の安全や交通費の保障をして、通学させるべきである。

2-8. 出欠扱い

一時保護されている児童の、在籍校における出欠扱いは、そのまま在籍校が一時保護所における学習を評価するかしないかという見方に置き換えて考えることができる。

学校として、一時保護所における学習の時間を、学校における教育に相当すると判断した場合は「出席」となるであろう。

相当するとまでは判断できないものの、学校に通えないという、やむを得ない子どもの状況であると判断された場合には、「出席を要しない日」と見なすであろう。これはインフルエンザなど法定伝染病による出席停止の対応と同様である。

そして、学校として一時保護所における学習の時間を、学校教育の代わりとして認めない場合は、「欠席」扱いとなるのであろう。

一時保護所における学習に対する学校の認識が上のいずれであるにせよ、児童相談所(あるいは一時保護所)としては、学校に対し、一時保護している子どもの不利にならないよう、「出席」扱いとなるよう働きかける必要がある。逆に一時保護所としても、学校教育の代わりとしての教育的機能を持つべきである。

高校生に関しては、一時保護所から在籍校に通学できないことへの対応が、小・中学校とは異なるようである。

一般に、高等学校における「出欠」は、ある1日に学校に来たかどうかの「出欠」(以下、「1日の出欠」)と、ある授業科目の時間に教室にいたかどうかの「出欠」(以下、「授業の出欠」)がある。

「1日の出欠」は原級留置(留年)の判断の対象となり、3分の1以上の欠席者を留年とすることが多い。ただし、一般に、忌引、法定伝染病に罹患するなど校長による出席停止、天災などによる欠席、懲戒としての停学は「出席を要しない日」として欠席扱いをしない。そこで、一時保護により通学できない高校生についても、「生徒あるいは保護者の責

任に帰すことができない理由による欠席」として、「出席を要しない日」として扱われるべきである。

また「授業の出欠」に関しては、その理由に関係なく、3分の1以上の出席を要する。「出席を要しない日」についても「欠課」(＝欠席)と見なすようである。ここで想起されるのは「保健室登校」である。高等学校によっては、保健室登校における授業時間の過ごし方次第で、「授業の出欠」も「出席」と見なすことがある。つまり、科目毎に何らかの課題をこなすことによって、「出席」扱いすることが可能であろう。

2-9. 中学卒業児童への学習指導

高校生以外の中学卒業児童や、高校を中退した子どもへの学習指導は、その子どもの状況に応じて判断すべきである。

該当する子どもが、何らかの就職希望があり、あるいは資格取得の希望があるならば、

それに向けた情報収集や職場体験、学習指導が必要となる。このような明確な進路希望を持たない子どもには、進路指導をする必要もある。

中卒児童や高校を中退した子どもの中には、「勉強」に対してのコンプレックスを持っていることが少なくない。その克服のためや、「何かに集中して取り組ませる」ために、学習の時間を利用することも考えられる。

以上のような中卒児童や高校を中退した子どもの学習の場は、小・中学生と同じ部屋でも構わないだろうし、別室を準備することも考えられる。状況に応じて判断するべきである。

提案 2

一時保護所担当心理士業務ガイドライン（案）

神戸親和女子大学 大島 剛

被虐待児の急増や一時保護期間の長期化、入所児童のトラブルの増加など、現在の児童相談所一時保護所をとりまく状況は厳しくなっており、新たな方策として一時保護所に専属の心理士（一時保護所担当心理士：以下一保心理士）を配置する方向性が出ている。平成18年度では、推定で全国の一時保護所の約6割にこの一保心理士が配置されている。しかしまだ歴史は浅く、一保心理士の位置づけや役割、業務内容は一時保護所間で格差が見られ、彼らの活動はまったく手探り状態であると考えられる。

このため平成17年度、18年度厚生労働科学研究「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究（主任研究者 奥山真紀子）」における分担研究「児童相談所及び一時保護所の状況（分担研究者 安部計彦）」における調査結果を基本にして、一保心理士の位置づけや役割、業務内容に関するガイドライン試案を提言したい。

なお一時保護所の規模や職員数、児童相談所本体との関係においては、かなりの地域差が存在し、このガイドラインが一律に適用できるものではないと考えられるが、ある一定水準の機能を担保するための条件を提案していきたい。また、部分的にこのガイドライン以上の手厚い配慮を行っている場合も考えられるが、このガイドラインを根拠として現状より悪化させることがないようお願いしたい。

1 基本理念

入所している子どもたちにとって、安全で安心、いつも明るく暖かく、個人が尊重される一時保護所を維持し、円滑に運営していく職員の一員として活動する。他の職種を尊重し、連携しながら、心理職としての専門性を発揮する。

2 一保心理士の役割、業務

一時保護所は密室性、凝集性が高い閉鎖空間であり、そこで生活する子ども集団は個々の入退所の事情により構成メンバーが日々変化していく特殊な世界である。子どもの行動特徴や背景などの情報が少ないなかで、直ちに対応が迫られるような緊急性の高い事件も発生しやすい。少なくとも家庭からの分離、生活環境の変化をすべての子どもたちが経験しており、情緒的な不安定さにつながりやすい。また2歳から17歳までの様々な背景を持つ男女が一緒に生活をする安定性を欠く集団である。一保心理士はこのような特殊な集団と生活をともにしながら、心理的な立場で業務を行うことが中心となる。

期待される役割としては以下のことがあげられる。

ア. 一時保護所内の役割（子どもに対する心理的業務）

（1）心理的アセスメント

①生活場面における行動観察

一時保護された子どもと日常生活をともにしながら、個別の心理検査、心理面接では十分に把握できない情報を得る。

日常生活場面での行動パターン、集団生活

場面における対人関係、情緒的な不安定さやパニックの様相などが考えられる。場合によっては行動チェックリストなどの指標を用いることも可能であろう。このような全般的な行動観察が心理的アセスメントの役割において一番重要視されよう。

②構造的な心理検査、心理面接

心理的なアセスメントのために知能・発達検査、人格検査（質問紙法、投映法）などの検査や構造化された面接を行う。

今回の調査でも賛否が分かれたところであるが、児童心理司の補助、役割分担のもとに行われるものと考えられる。ただし、一部の集団法を除けば個別対応が基本であるため、かなりの時間と労力を要するだけでなく、検査・面接を受けたものとそうでないものに対応の差が生まれる可能性がある。また、生活場面で同じところにいることが客観的な心理検査を行いにくくする可能性も考えられる。一保心理士が担当する子どもを持たないことで一時保護所内での自由度の高い立場を保っているという意見もあるため、検査・面接に関しては十分な検討が必要と考えられる。また心理検査の種類については、今回の調査でも特徴的な傾向が見出せず、心理職の趣向や力量によって選択されている可能性がある。このために心理検査に関するガイドラインも別途作成する必要がある。

（２）心理的援助・ケア

①生活場面における心理的援助・ケア

日常生活を共にするなかで、自然な形で子どもたちに心理的援助を行う。

食事や清掃、レクリエーション活動、学習場面などにおいて、いろいろな方法で子どもたちと接し、子どもたちが持つ心理的な問題に対してケアを試みる。生育歴上の問題、入所に際しての不安、一時保護所という特殊な環境への適応のストレス、集団生活における対人関係の問題、家族や学校との関係や退所

後の進路に関する不安など、さまざまな心の問題を折に触れてケアや援助をしていく必要が考えられる。また、パニックなどの緊急危機介入時にも、心理的ケアは重要になる。失われた安心・安全感や人間に対する信頼感の回復、おざなりにされがちな人権の保障などの視点を大切に行われるべきと考えられる。短期間であるために十分な成果は認められないかもしれないが、退所後の環境との適応に、何らかの正の効果は期待できる。今回の調査でも一番重要視されている。

②構造的な心理的援助・ケア

絵画、造詣などの集団療法、被虐待児のPTSD治療や箱庭療法、短期療法などを行う。

しかし、労力、時間、設備の問題が多く、構造的なアセスメントに比べて実現化は難しいと考えられる。アセスメントのところでも述べたように、全員に行わなければ、担当を持つことと同様の意味になり、日常の対応に影響が出ると考えられる。一時保護という短期間では虐待等のトラウマに対する治療は難しいなど、心理療法としての成果はあまり期待できない。ただし、調査時に児童養護施設に措置された後に施設心理士につなげていくという意見も見られ、心理療法の導入という可能性は考えられる。いずれにしても児童心理司が継続的に行ってもいい場合が多く、児童心理司との調整が必要であろう。

イ．一時保護所内の役割（一時保護所職員に対する心理的業務）

①心理的アセスメント結果のフィードバック、解説、助言

上記の述べた日常生活における行動観察、心理検査の結果などの心理的アセスメントを一時保護所職員（児童指導員、保育士など）にフィードバック、解説を行う。これには児童心理司の心理診断結果（判定所見）も含まれる。また、個別や集団の子どもたちの問題行動の対処方法の相談にのり、適切な助言な

いし援助を行う。

特に行動観察によるものが多いと考えられるが、児童心理司の診断後の専門的な心理判定所見をかみくだいて職員に解説することも重要と思われる。ただし、心理的アセスメントの結果ばかりでなく、自らが行う心理的援助・ケアに関する説明と理解も含まれると考えられる。心理的な立場での対応は、直接処遇職員が行う「指導」と表面的に相反するように見えることもあり、この点の理解を促して有機的な連携をとっていくことが重要である。また、当然のごとくパニック、神経症的症状、習癖、暴力・いじめなどの対人的トラブルなどの対処方法への助言も重要であるが、これらはむしろ一保心理士だけがかかえこまずに、担当の児童心理司や、医師との密なる連携の上で行っていきことが望ましいと考えられる。

②職員へのカウンセリング

過酷な一時保護所勤務の職員の心理的援助として、職員のカウンセリングや相談にのる。

かなりの力量のある臨床心理士などであれば可能かもしれないが、現状では難しく業務の範囲に入れるかは判断が難しい。しかし、むしろ一時保護所職員間の潤滑油として働いたり、バーンアウトの予防や早期発見に寄与することは可能であり、この程度のレベルの活動は必要性があるのではないかと考えられる。ただ、一保心理士自身がバーンアウトしないように自己管理していくことも重要である。

ウ. 一時保護所内の役割（一時保護所の一般的業務）

①子どもに対する直接処遇

直接処遇職員の補助として、子どもたちに対する日常業務を援助する。

今回の調査では、「掃除指導（46.5%）」「幼児の保育（45.2%）」「学習指導（46.5%）」「行

事手伝い（59.5%）」がいつもするものとして突出して高く、逆に「宿直（95.1%）」「風呂指導（60.5%）」「洗濯（55.8%）」「通院付き添い（64.3%）」「日記指導（73.8%）」「入退所の付き添いや説明（58.1%）」「書類の作成（60.5%）」は、しないものが多くなっていた。ここで考えなくてはならないのは、日常生活における行動観察や、心理的援助、ケアは、ほとんどこのような場面で行われているはずということである。「幼児の保育」に関して、若い女性で発達の見点を持つ一保心理士の適性が生かされているという意見が見られたように、どこまでが職員の補助であり、どこからが心理専門職としての主体的な営みかは曖昧模糊としていると考えられる。むしろ若手の一保心理士が言われるままに目の前の業務に追われ始めると、直接処遇職員と変わらなくなってしまう危険性がある。今回の調査では児童心理司と若い一保心理士の間に数値上の大きな乖離があった。このような業務は補助ではなく、あくまでも心理専門職としての主体的な営みであるという自信と自覚を持つべきと考えられる。「洗濯」「食事準備」など直接子どもとかわらない業務に関しては、あくまで補助として割り切るべきであろう。一方、「通院付き添い」「入退所の付き添いや説明」などは、一保心理士のかかわりは少なくなっている。一時保護所の外の世界とのつながりに関してはかなり消極的で、一時保護所の世界に埋没している印象も否めないが、これらの業務は心理的援助・ケアにとってとても重要な機会であると考えられるため、積極的な参加が必要であると思われる。

②子どもにかかわらない間接的、事務的な業務

一時保護所の会議に参加し、必要な書類を作成する。

一時保護所職員として保護所内の会議に参加することは重要であろう。ただし、会議に心理専門職の立場として参加できている

かが問題であると思われる。また、心理関係であろうとなかろうと行政機関であるため必要な書類は作成すべきであろう。しかし児童心理司が判定所見に追いまくられているのに比べ、生活場面で直接身体を張って子どもたちと出会う一保心理士は、煩わしい書類からはできるだけ解放されるほうが良いと感じられる。

エ. 児童相談所内の役割（一時保護所外の心理的業務）

①児童心理司との連携・調整

一時保護所に関する業務においては児童心理司と役割分担をするだけでなく、できるだけ情報を共有して緊密な連携を取る。児童心理司（場合によって児童福祉司）と結びつけるパイプ役となる。児童心理司が一保心理士を孤立させないように研修、カンファレンス、スーパーヴァイズを行う。

大きな役割の違いは、一保心理士は子どもたちが集団で短期間生活する密度の濃い閉鎖空間で「今ここ」にいて何をするかに迫られているのに対して、児童心理司は担当の一人の子どもに対して、措置も絡む長いスパンと家族・学校・施設などの外界とのつながりを持つ広い世界で「これまでとこれから」を考えて接していくという点に集約されるように思われる。児童心理司は少ない出会いの中で「心理検査」などを駆使しながら長期的な展望を模索するが、一保心理士は煩雑な事務処理から開放されて集団生活の中でソーシャルスキルやQOLの向上をめざし、担当というしがらみのない特殊な存在として生活場面を通じた心理的なケアを行っていく。児童心理司の見立ての補完を行ったりできるし、一時保護所職員のコンサルテーションも行いやすくなることが期待される。このような役割の質的な違いがあるからこそ、それぞれが持つ情報が共有されると子どもたちの処遇に厚みが出る。互いの業務が煩雑である

ために、ともすれば距離が離れやすい一時保護所と相談判定部門のパイプ役としては適任であると考えられる。現段階では1人配置でしかないため、同じ心理専門職からのサポート体制が必須であると考えられる。特に研修やスーパーヴァイズは、若手の一保心理士には重要であると思われる。

②児童心理司の補助

一保心理士も場合によって一時保護所に関係しない児童心理司の業務を援助する。

今回の調査では、それぞれの児童相談所の事情があると考えられるが、療育手帳の判定や巡回相談などが行われることがわかった。一保心理士に余裕があれば、児童心理司の本来業務を補完することも可能と考えられるが、実際は余裕がないことが多いのではないかとと思われる。ただし、若手の一保心理士が児童心理司のこのような業務を補完することで、力量のアップや視点の広がりなど、心理専門職として育成されていくことは考えられる。

オ. 児童相談所内の役割（一時保護所外の一般的業務）

①一時保護所の代表としての役割

他の一時保護所の職員の代わりに援助会議に参加する。対外的な場面に一時保護所の代表として参加する。

現段階では力量、身分ともにほぼ困難に近いと考えられるが、一保心理士にかなりの力量を持つものが配置された場合、むしろ一時保護所の管理職とは違った専門性でグローバルに一時保護所を見渡せる存在になりえるのではないかと考えられる。

3 一保心理士の業務の内訳の比率

上記のア.～オ.の各役割、業務は一保心理士が行う場合にどれくらいのウェイトで行われるべきであろうか。今回の調査で得られた児童心理司が考える理想、一保心理士自身

が考える理想と実際の3つの場合の内訳を（表1）に示した。

各児童相談所一時保護所による事情があるために一律なものは示すべきではないが、これらのデータを参考にして、一保心理士の業務配分が行われるべきかと考えられる。

4 一保心理士の身分、待遇

(1) 名称

本稿では「一保心理士」という名称を用いたが、非常勤の特殊な身分である印象は否めない。将来的には児童心理司の重要な部門として扱われるべきと考えられ、すべて「児童心理司」という名称で統一されることが望ましいと考えられる。

(2) 身分、待遇

①常勤化

一保心理士は、常勤が望ましい。

各児童相談所一時保護所の事情によるが、今回の調査では平均すると週3～4日、1日平均6時間前後の非常勤職が一般的であるという結果であった。しかし、あくまでも予算上の都合が多いと考えられ、常勤化を望む声は高い。

常勤化のメリットとして、現状で足りていない時間の確保だけではなく、人材確保および育成に多大な影響がある。常勤化により児童心理司等との人事交流が盛んになり、研修の機会がシステマティックに用意され、専門性に厚みが出て経験の蓄積が進みやすいと考えられる。特に現在の待遇では経験の浅い若手しか雇用しにくい現状であり、専門性の高い一保心理士としての業務に見合う力量を持つ人材の確保が難しく、またその力量も高めていきにくいシステムであると考えられる。

②複数化

一時保護所の規模によっては複数配置が望ましい。

小規模な一時保護者は別にしても、業務の重要性を考えると慢性的な人員不足につながることも予測できる。ひとり職場で孤立をしていることはデメリットであるので、複数化が難しい状況でも、児童心理司との有機的な連携によってカバーされるべきと考えられる。場合によっては所属も一律に一時保護所にするのではなく、児童心理司と同じ所属にすることで同じ専門職チームとしてカバーがしやすくなることは考えられる。

(表1) 児童心理司と一保心理士が考える一保心理士の業務の内訳

全業務を100とした割合(%)	児童心理司	一保心理士	一保心理士
	理想	理想	実際
ア. 一時保護所内の心理業務(対子ども)	49.9	43.24	32.82
イ. 一時保護所内の心理業務(対職員)	17.03	15.07	8.61
ウ. 一時保護所内の一般的業務	15.16	26.76	38.76
エ. 児童相談所の心理業務	12.09	12.84	10.39
オ. 児童相談所の一般的業務	7.33	8.99	6.82
カ. その他	3	6.25	5.78

委託一時保護のガイドライン（案）

九州大学大学院 松崎 佳子

委託一時保護は、児童相談所運営指針において「児童相談所が子どもを一時保護する必要がある場合は、一時保護所を利用することを原則とするが、夜間発生や生活習慣の未自立、子どもの問題状況等定められた適切な理由で委託保護を行うことが適当と判断される場合には、一時保護を行うことができる」とされている制度である。今回の調査において委託一時保護制度が、児童相談所の一時保護機能の一つとして非常に活用されている機能であることや各児童相談所の一時保護所の現状を補完する機能としても重要であることが明確となった。しかし、制度運用に関してはさまざまな課題を抱えていることも明らかになった。今後の一時保護機能のあり方を考える重要な視点の一つとして委託一時保護のガイドラインの提示を試みたい。

1. 制度の意義づけ

委託一時保護は大きく分けて「夜間・緊急」「保護者の危険からの保護」など一時保護所の機能とほぼ同様のニーズのものと一時保護所で対応が困難な「専門的援助」を求めているものがあり、児童相談所の判断により一時保護所の現状等に応じて委託先が選定されている。一時保護所の量的、質的側面を補う制度と言えよう。量的には昨今の虐待相談を含む養護相談の増加に対し、大規模な保護所では慢性的な定員満杯状態であること、保護所を併設しない児童相談所にとっては保護所に替わるものとしてニーズはさらに高くなってくると思われる。また、質的にも被虐待児童や非行等情緒・行動障害児童への処遇の専門性の強化等からますます重要な役割を持つてく

ると考えられる。

委託一時保護の場合、委託される子どもは、様々な要因で突然要保護状態となり情緒的に不安定になっている子どもであったり、一時保護所で対応が困難と思われる専門的援助が必要とされる子どもたちである。しかも児童相談所内にある一時保護所と異なり、児童相談所との連携が日常的には困難であること、委託先も児童福祉施設、里親、病院など様々であり、委託機関独自の本来機能の中で委託一時保護を行っていることなど、委託一時保護制度の特有性がある。従って、それらの特徴を踏まえた丁寧な対応が必要である。

基本的には、児童相談所・保護者が安心して子どもを委託でき、委託先が安心して子どもを引き受けられ、その結果として子どもが安全で安心して生活できる制度であることが必要である。

2. 委託一時保護の決定

運営指針(注 2)で示されている一時保護の委託が可能な場合は以下の通りである。

- ①夜間発生した事例等で直ちに一時保護所に連れてくるのが著しく困難な場合
- ②乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護所において行うことが適当でないと判断される幼児の場合
- ③自傷、他害のおそれがある等行動上監護することがきわめて困難な場合
- ④非行、情緒障害あるいは心的外傷など子どもの抱えている問題の状況を踏まえれば、一時保護後に、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設あるいは医療機関などのより専門的な機関において対応

することが見込まれる場合

- ⑤これまで育ててきた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保障することが必要な場合
- ⑥現に児童福祉施設への入所や里親への委託が行われている子どもであって、他の種類の児童福祉施設や里親あるいは専門機関において一時的に援助を行うことにより、その子が抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合
- ⑦その他特に必要があると認められる場合
- ⑧また、現に児童相談所に一時保護している子どもで法第28条第1項の申し立て等により一時保護期間が相当長期化すると推測される場合

今回の研究では、「夜間緊急」の場合はもちろんであるが、それ以外の理由の委託でも約6~7割は直接の委託であり、2割は一時保護の経験1週間未満であることが明らかになった。そして、委託後そのまま委託先へ措置されるのが「措置を前提」とする場合の8割はもちろんであるが、それ以外の理由での委託においても約4割と高かった。また、マニュアルを有している児童相談所は20%で、手順の確立に添って行っているところが70%であった。委託先への情報提供も「子どもの住所、生年月日、所属」「保護者の氏名、生年月日、連絡先」「一時保護の理由」など基本的情報であり、その他の子どもや保護者に関する情報提供は委託理由により若干差が見られたが、非常に少ない状況であることが明らかになった。松崎の調査(注1)でも委託一時保護を受け入れやすくする上で一番大切なこととして「児童相談所からの強い支援」が最も求められていることが指摘されている。そのため委託一時保護の決定については、以下の様な配慮が必要である。

(1)委託一時保護の決定及び委託の手順を文書化する

その際夜間緊急の場合、措置前提の場合など委託理由により手順の違いがあると考えられるためそれぞれの委託理由に添った手順の文書化が必要である。

(2)委託先に対しては適切に必要な情報提供が行われる

必要な情報は、主に以下の通りであるが、夜間緊急など委託理由により児童相談所においても限られた情報の中で判断していることが多いため、全ての情報提供は困難な場合もあると考えられるが、委託後も連携を通して随時情報提供、協議していくことが必要である。また、「保護者の取り返し回避」などの委託理由としては②③⑦⑧⑨などは必須の情報であるなど、委託理由により特に必要な情報等丁寧な配慮が必要である。

- ①子どもの名前、住所、生年月日、所属
- ②保護者の氏名、年齢、生年月日、連絡
- ③一時保護の理由
- ④子どもの性格、行動特徴、知的能力、健康状態
- ⑤子どもの集団内での対人関係
- ⑥子どもの身辺処理能力
- ⑦保護者の行動様式
- ⑧子どもと保護者の関係
- ⑨保護者の児童相談所との関係
- ⑩子どもの生育歴
- ⑪委託一時保護の期間、今後の見通し
- ⑫その他

(3)子ども向けに以下のようなオリエンテーションが丁寧に行われる

- ①委託先の名称、住所や電話番号、あれば委託先のパンフレットなど
- ②委託先での生活についての丁寧な説明
- ③委託先が安心で安全な場であることの保

障

- ④委託先で必要な、守らなければならないこと
- ⑤困ったときの児童相談所児童福祉司の連絡先、電話番号
- ⑥その他

(4) 保護者向けに以下のようなオリエンテーションが丁寧に行われる

- ①子ども委託先についての提供可能な情報
- ②委託先は安心して安全な場であることの保障
- ③保護者との連絡窓口は基本的に児童相談所であること、担当児童福祉司の連絡先、電話番号先
- ④保護者の緊急連絡先
- ⑤保護者としての権利と義務
- ⑥面会に関する委託先の状況に応じたルール
- ⑦児童相談所の判断で面会ができないこともありうる
- ⑧健康保健証、子どもの生活上必要なものなどの準備
- ⑨不服申し立てに関する説明
- ⑩その他

(5) 委託機関は様々であるが、子どもたちが安心・安全で生活できるよう以下の配慮を行う

①児童福祉施設への委託

委託児童が施設での生活にスムーズに馴染めるよう入所児童たちへの丁寧な紹介を行う。また、生活集団の配慮を行う。委託保護に至った状況の受け入れが不十分な状態にあること、今後の処遇への不安も高いため困ったときの担当者などを明確にし、相談できる体制をつくる。子どもの行動観察を行い、児童相談所との連携を図り今後の処遇への情報提供を行う。

その施設に有する専門性を生かした子どもへの対応を行う。

②医療機関への委託

入院に関するオリエンテーションを子どもの状況に応じて丁寧に行う

専門性を生かした子どもへの対応、ケアを行う。

児童相談所との連携を図り今後の処遇への専門的情報提供を行う。

③里親、民生委員・児童委員など個人宅への委託

子どもが家庭生活になじむよう家庭の家族状況、生活環境についての配慮ある丁寧な説明

子どもに生活上、気を付けて欲しいこと、守って欲しいことを話す

子どもの気持ちはまだ安定していない状況であるので、子どもが自分から話す範囲を丁寧に聞くことにとどめる

できるだけ家庭生活が通常に行われるよう配慮する

児童相談所との連携連絡を行う

④委託先への研修

委託一時保護は、児童福祉施設にとっても通常の入所児童への対応と異なる対応も必要である。里親など個人宅で委託を受ける場合も委託先の不安は高い。これらを踏まえ、児童相談所において委託一時保護についての研修を積極的に行う

3. 子どもの教育権の保障

委託された児童福祉施設、機関の地元校への一時的な通学や転校の措置が図られること。

可能な場合、出身校への通学ができ、子どもの生活の変化が極力少なくて済むよう配慮されること。そのために必要な通学費等の補助を行う。

4. 委託料の改善

委託料の問題は松崎の調査（注1）で児童